

2024 年度予算要望

2023年11月24日

日本共産党川越市委員会

同 川越市議団

はじめに

物価の高騰が市民の暮らしと事業者の事業経営に大きな影響を与えています。市民からは、「賃金があがらない」「年金生活に不安」「息の詰まる生活を続けている」と生活を切り詰めている声や事業者からは仕入れや経費の高騰を価格に転嫁できないままインボイスへの対応で負担増になるとの声も寄せられています。

「失われた30年を取り戻す」と岸田首相も認めるように、先進7カ国で唯一賃金があがらず、実質賃金が10年間で24万円もマイナスとなるなか、相次ぐ消費税増税や社会保障の削減が続いていることは問題です。さらに、市国民健康保険税・介護保険料の負担増や高齢者などの福祉を削ってきたことも苦しい生活に追い討ちをかけています。

新型コロナウイルス感染症は5月に感染症法上の分類が2類から5類に引き下げられ、感染の実態がつかめず、病床確保や治療薬への支援などへの根拠を失い、患者負担が増えることとなります。コロナ後遺症への対処とともに感染拡大防止と重症化を予防するための措置は引き続き必要です。

令和4年度一般会計決算は、前年度に引き続き大幅な実質収支の黒字を計上し、基金残高も当初見込みより大きく上回りました。一方で、物価高騰対策や低所得者への給付は大幅に使い残すことになり、生活保護の相談件数に対する認定は抑制傾向となり、困窮者への支援が行き届いていないことが決算の審議で明らかになっています。

市民の暮らし・地域経済を良くするためには、市民生活を応援し実態経済を立て直す必要があります。全国一の子ども応援自治体を目指すとともに、地球温暖化対策の推進、防災減災対策、雇用・地域経済対策、ジェンダー平等と性的指向・性自認を尊重し、誰もが健康で文化的な生活を営めるよう市の積極的な取り組みを求めるものです。

この間、議員団主催の市政懇談会や様々な団体の要望・懇談を行い、市民要求アンケートにも取り組んでいるところです。川越市におかれましては、2024年度予算編成を行うにあたり、以下の内容を踏まえていただき、新年度の市政運営に生かしていただくよう要望いたします。

目次

1	憲法を生かす自治体らしい自治体へ	3
2	大規模災害から住民の命と財産を守る.....	14
3	地球規模の食料危機、気候危機の打開、日本経済の基盤強化.....	19
4	安心して子育てができる市政・人間を大切にする教育の実現を	22
5	市民にやさしい安全で安心なまちづくり	26
6	農業・中小・個人事業主を応援する	32
7	歴史と文化、身近な公共施設	38

1 憲法を生かす自治体らしい自治体へ

・誰もが人間らしく大切にされるまち—社会保障の充実
(生活保護)

1. 国・県・医療機関等と連携して、「いつでも、誰でも、無料で」、大規模・頻回・無料の PCR 検査を行う体制を整えること。
2. 生活保護の相談については、申請することを基本に聞き取り、丁寧に事務をすすめること。申請を思い止まらせるよう「恐怖心を煽る」ことや「脅し、罵倒」するような言動で相手の人権を否定する高圧的な対応をしないこと。また、市民への請求書などの添付文書に、「差し押さえ」や「社会的信用が下がる」など市民を脅すような文言が散見される。困っている人を役所から遠ざけ相談を妨げるような文言は使用しないよう、困っている市民にあたたかく寄り添う対応になるよう研修を行うこと。
3. 憲法 25 条に基づいて生活困窮者の生活を保障する生活保護行政を進めること。
4. 生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせ、生活保護の申請用紙を窓口置き、申請者の権利を侵害しないこと。
5. 生活保護費の高齢者加算、冬季加算、住宅扶助、母子加算など引き下げになった受給者への支援を強めること。
6. 生活保護の「しおり」は、改善されましたが、不適切な記述が残っています。利用を抑制させる記述をなくし、適切な事務に基づく記述に改めること。事務については、「生活保護手帳」などの実務文書に沿って適切に行うこと。
7. 憲法 25 条に基づく生活保護費は国が負担するよう強く要請すること。
8. 無料低額宿泊施設の居住スペースは、条例に基づき 4.5 畳とし、プライバシーが守られるよう各居室に扉を設けるなど既存施設の改善も含め各事業者に徹底すること。
9. 低所得者に対し冷暖房費の補助を行うこと。
10. 過密労働になっている生活福祉課の職員を増員すること
11. 「リバースモゲージ」の実施にあたっては、本人の権利を侵すことの無いよう機械的な運用はしないこと。
12. 生活保護基準の引き下げを元に戻すよう国に要請すること。

13. 生活保護受給者の親族等に過度な支援を求め、保護費を減額するような不適切な対応が横行しています。行き過ぎた扶養義務強化は行わないこと。
14. 学習支援を受けている子どもに対し、生活保護の離脱を理由に学習支援を止めさせるような対応が行われている。生活保護を離れた場合でも自立支援や学習支援は年度途中で機械的に打ち切らず、必要に応じて継続すること。
15. 就労可能な方に対する指導・支援は、本人の実態をよく把握し、安定的な就労に結びつかない仕事を強要することがないように徹底するとともに、本人の自立が果たされるよう丁寧な援助を行うこと。

(国民健康保険)

16. 国民健康保険の均等割りを無くすよう国に要請すること。それまでの間、市の法定外繰入をおこない、国保税を引き下げること。来年度から3カ年かけて市国保税の大幅値上げが計画されているが、物価高騰に追いつかない年金額や平均賃金の状況を鑑みて値上げを踏みとどまること。子どもの均等割りについて速やかに廃止すること。
17. 強引な赤字解消計画の誘導を止めるよう県に求めること。
18. 国保税と医療費の減免基準を拡充すること。
19. 支払い能力を超える国保税に住民が苦しみ、滞納世帯が増え続けています。滞納者から保険証を取り上げることは命を奪うことに直結する重大な問題です。滞納世帯であっても保険証は無条件に送付し、短期保険証、資格証明証の発行は行わないこと。
20. 国民健康保険税や医療費の減免ができることを医療機関等にチラシを置くなどして周知徹底すること。生活の実態に合わせ、要綱通りに減免が受けられるようわかりやすく知らせるなど改善すること。恒常的に困窮状態にある人でも、国保税・医療費の減免が受けられることを示すこと。
21. 国民健康保険の運営にあたっては、国が責任を持って財源を確保し財政支1 援をおこなうよう国に要請すること。
22. 年末年始について、生活困窮者や感染症対策などの医療提供体制の相談窓口をもうけ、市民の命を守るための対策を図ること。
23. 健康保険証の存続を国に求めること。資格確認書は、すべての国保加入者に発行すること。

(公営住宅・困窮者の住宅施策について)

24. 低廉な家賃で入居できる住まいを必要とする市民に対し、居宅支援協議会を市内で立ち上げ、セーフティーネット住宅を確保し貸し出すシステムを構築すること。
25. 既存の市営住宅の階段室型の団地では高齢者や足の不自由な方などの階段の昇り降りが大変になっています。市営住宅にエレベーターの後付け設置を検討すること。
26. 市営住宅の大部分が浴槽と風呂釜の設置・撤去費用を入居者が負担しています。これを改め、市の責任で浴槽・風呂釜の設置・撤去をおこなうようにして、入居者負担にならないように改めること。まだ使用できる風呂釜・給湯器、浴槽など引続き利用できるよう要綱の見直しを行うこと。
27. 月吉西団地など古い市営住宅の修理・修繕を行うこと。また、様々な理由で空いている市営住宅があります。早急に改修し住宅困窮者に貸し出すこと。空き室となっている市営住宅については樹木や雑草などを含めて適切に管理すること。
28. 市営住宅が老朽化し、耐用年数を過ぎた団地が3団地あります。耐震診断をしていない団地もあり、住民が不安に感じています。耐震診断・耐震改修をおこなうこと。また、長寿命化計画とともに市営住宅整備計画を策定し、古い市営住宅を更新すること。広く市民に情報を公表すること。
29. 手持金や住居がないなどの要保護者が急迫した状況にある場合、市は職権で保護を決定しなければなりません。その際、安定化資金をすみやかに貸し出すとともに、市の責任で即日入居できるようにすること。
30. 老朽化した市営住宅は、窓枠サッシ、網戸がきちんと閉まらない住宅があります。防犯やセキュリティーの問題があり、1件ずつ調査し補修を行うこと。
31. 入居募集に際して、辞退者を少なくするためにも、事前に住環境を調べられるようにすべきです。具体的には、団地の号棟、平面図面、部屋・設備等のバリアフリーになっているか、手すり等は設置されているのかなどの内観の情報を公開した上で、申込みできるようにすること。
32. 住宅確保給付金は、今年の12月まで延長されました、生活困窮者への支援継続のため、国に拡充・延長を求めること。
33. 住宅支援については住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅制度が国の制度として始まっているが、登録を促すよう住宅改修や維持費の補助を検討する

こと。

34. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、リストラや離職、収入減少により、今後、家賃を必要とする市民が増えることが予想されます。今年度の市営住宅の募集も倍率が高くなっています。修繕するなど空いている市営住宅を住宅困窮者に貸し出すこと。
35. 住宅支援については住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅制度が国の制度として始まっているが、登録を促すよう住宅改修や維持費の補助を検討すること。

(保健衛生・感染症対策)

36. 特定健康診査の受診項目については、一層の周知をはかり、受診率の向上を図ること。
37. 特定保健指導は医師、保健師、管理栄養士が中心になって行うこととされています。市は総合保健センターでの実施や川越医師会への業務委託で行われています。今後、対象者が生活習慣の改善につながるよう、会場の選定や指導者の研修などの取り組みをすすめること。
38. 市事業として実施されているがん検診、骨密度検査、歯周病検査、肝炎ウイルス検査、無保険者の健康診査について、一層の周知をはかるとともに、市の助成を拡充し受診しやすくすること。
39. 国の制度に基づき市は平成26年から子宮がん検診の無料クーポン券を20歳時に、乳がん検診のものを40歳時に配布しています。それ以前の5年間は5歳刻みで、子宮がん20歳～40歳、乳がん40歳～60歳に配布していたことから大きく後退しています。せめて10歳刻みで、子宮がん、乳がんそれぞれ2回ずつの配布にし、更なる受診率向上に努めること。
40. 救急隊が搬送先の病院を迅速に選択できるよう、「埼玉県広域災害・救急医療情報システム」の改善を適宜はかるよう県に要請すること。
41. 基本的な感染症対策の重要性を積極的に市民に周知すること。
42. 季節性インフルエンザの予防接種については、高齢者とともに子どもへの補助を行うこと。
43. 高齢者の帯状疱疹予防接種への補助を行うこと。
44. コロナ後遺症の理解促進や相談体制の強化、生活支援を行うこと。
45. 高齢者・障害者施設について定期的にPCR検査・抗原検査を行うこと。

46. 新型コロナウイルス感染症に関して、以下の点を国に求めること。
- ① 新型コロナ治療薬などへの公費適用など、患者負担の軽減を継続すること。
 - ② 診療報酬特例を継続・拡充し、医療体制への支援を強化すること。
 - ③ コロナ後遺症に対して国が責任ある対応をとること。
 - ④ コロナワクチンの公費負担の継続、接種後の健康被害の原因究明と補償・救済をすすめること。

(障がい者福祉)

47. 障害者が安心して生活するためには安定した人の確保が必要です。国への報酬引き上げを働きかけ、市としても単独の補助制度を設けるなど対策を講じること。
48. 行財政改革「アクションプラン」で市単独事業の見直しが行われています。障害当事者を置き去りにして単独事業を削減しないこと。他市と比較して高水準だという理由での削減はしないこと。
49. 障害者の暮らしの場や移動支援を拡充すること。
50. 障害者施設にかかわる地代補助の性急かつ一方的な削減はやめること。
51. 重度障害者のケアホーム・ショートステイなどの確保、日中活動の場、仲間同志で集い交流できる場を確保するための施策を計画的にすすめること。
52. 知的障害者などのグループホームの増設を行うこと。
53. 市内の公共施設に障害者が利用できる多目的トイレを設置すること。
54. 児童発達支援センターは、支援を必要とする児童や家庭が安心して利用できる施設として、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などの専門職員を正規職員として確保し、最大限ニーズに応えること。利用者の費用負担を極力軽減すること。
55. 医療的ケア児のための施設を拡充すること。
56. 塙保己一学園付近の交差点などに音声案内や段差の解消などを行い障害者が渡りやすい交差点改良を行うこと。
57. 視覚障害者の転落事故を未然に防止するため、鉄道事業者と協力し各駅のホームに内方線点字ブロック設置や JR 川越駅などにホームドア設置を協議すること。

○手話言語条例

58. 手話言語条例に基づき施策の具体化を図ること。

- ① 平成27年度に手話ベストの一層の周知とともに、手話のできる方に持ち運び便利な手話スカーフ等を配布するなどの取組みを関係団体と一緒にすすめること。
- ② ウェスタ川越など、川越駅周辺の公共施設でも手話や要約筆記が学べる講座を開催すること。

○支援法などの拡充・実施と周知

59. 「障害者総合支援法」では、応益負担が撤廃されていません。障害者の生活実態にあわせ、改善が図られるよう国に求めること。
60. 「発達障害者支援法」が施行され、自閉症やアスペルガー症候群などを含む障害児への一貫した支援体制を確立すること。平成22年から県作成のサポート手帳を配布しており、本人の特性や経歴を伝えるものとしての利用の促進を図ること。
61. 川越市福祉のまちづくり条例を制定し、道路の段差や極端な勾配をなくし、歩・車道分離など車イスでも安心して利用できる道路整備とバリアフリーマップなどの作成できめ細かな安全対策を行うこと。
62. ノーマライゼーションの理念を実現するために「川越市障害者差別禁止条例」を制定し、平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の見直しをふまえ、障害のある人もない人も暮らしやすいまちを実現すること。
63. 障害者が利用できる施設などの情報提供につとめること。
64. 障害者の移動支援については市の裁量のきくところであり、事業所の人手不足なども考慮し、適切な支援・補助を行うこと。
65. 投票所への移動支援サービスが無償になったが利用の周知をすること。
66. 視覚障害者への点字による選挙公報の配布など、選挙情報の周知に努めること。

○就労支援

67. 市の正規職員採用試験の対象は、身体・精神・知的障害者に広がりました。さらに、障害者ワークステーション等の組織を市役所内等に設け、任期付きの臨時的雇用を積極的にすすめ市民や事業者にもPRすること。
68. 就労定着支援事業が2018年度から導入され、就労移行支援事業を行っている4事業者が指定を受け、サービスを提供している。より、利用しやすい工夫をし、周知し丁寧な就労状況の把握に努めること。

69. 内部障害者のマークは、市役所などの公共施設や広報などにより、定期的に周知をはかること。

○精神障害者支援

70. 重度心身障害者医療費助成制度は精神2級までの拡大を県に要請すること。市としても非課税世帯を対象など独自に支援すること。

71. 他の障害等級並みに、福祉タクシー利用券やガソリン利用券の補助を精神障害者1級以外にも拡大すること。

72. 保健所や他の機関と連携し看護師、精神保健福祉士、作業療法士などの専門家が24時間、365日、症状悪化に早期に対応する機関をもうけ障害者や家族を支援しています。本市の生活支援事業は現在、月に数回の利用があり障害の区分の分からない子どもも、親の相談にも乗ってもらえる。さらなる拡充とネットワークの強化をはかること。

73. 病院などから一人暮らしへ移行した方へ定期的に訪問するなど、自立生活援助サービスが始まりました。家族会と懇談し、精神障害者も使いやすい制度となるよう取り組むこと。

74. 学校や会社など社会生活をおくる中で精神疾患や障害を負ってしまうケースがあります。早期発見・早期治療につなげるために、学校教育の保健指導に取り組むこと。差別や偏見のない社会をつくるためにも関係団体に協力してもらい、年齢に応じた人権教育に取り組むこと。

○窓口対応の改善

75. 障害者手帳、療育手帳の申請から交付までスピードアップするよう改善すること。

76. 障害児、重症心身障害児、医療的ケア児の申請に係る窓口のワンストップ化を検討すること。

○災害時・コロナ対応

77. 災害時に障害者が安心して過ごせる福祉避難所を開設すること。

78. 障害者が新型コロナなどに感染した場合、隔離してショートステイできるよう早急に対策を講じること。

○高次脳機能障害

79. 高次脳機能障害の医療・介護・障がい者、それぞれの計画に位置付けること。

80. 高次脳機能障害に悩んでいる市民と家族への相談体制を抜本的に拡充し他

市に比べて低い相談体制を整備すること。40歳以上の脳卒中などの脳疾患の患者に対して社会復帰等に向けて適切な支援体制を構築すること。

(高齢者福祉)

81. 後期高齢者の医療費負担2割を廃止するよう国に求め、負担軽減策をとること。
82. 介護保険制度の食費負担の増額で月に2万円の負担増の方がいます。負担軽減策をとること。
83. 年齢で差別する後期高齢者医療制度は即時廃止し、元の老人保健制度に戻すよう国に要請すること。
84. 従来行われてきた在宅介護者手当が廃止されました。家族を介護する介護者への支援を検討すること。
85. 世帯全員が非課税世帯の75歳以上の入院時に、見舞金が支給される事業が行われていますが、さらに、医療費の支援を検討すること。
86. 高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成を引き続き行うこと。
87. 介護給付費等準備基金が保険料の取りすぎにより令和5年度末で28億円余を見込んでいます。基金を活用し、介護保険料を1人当たり1万円引き下げること。
88. 介護保険の利用料については、低所得者に対し一般会計からの繰入を行うなど利用料負担の軽減・減免を行い、利用控えがないようにすること。
89. 特別養護老人ホームの増設とともに、認知症などに対応する地域密着型の小規模多機能施設を増設すること。
90. 介護報酬引上げ等の制度改正による影響は、市民に押しつけないこと。
91. 介護施設の職員配置については、国の最低基準では事故や施設虐待につながる恐れがあります。配置基準の見直しや介護報酬の改善を国に求めること。
92. 要支援者に対しては、これまでのサービスを低下させることなく同様のサービスを維持すること。要支援者の受け入れをボランティアに頼ることなく専門職によるサービス提供体制にすること。
93. 「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行でサービス内容を低下させないこと。効果的なサービスが行えるよう、事業者への支援や連携体制の整備など必要な施策をおこなうこと。
94. 国は、要介護1、2の人の生活援助を保険給付の対象から外す、利用料の

- 2, 3割負担の対象者拡大、ケアプランの有料化などを狙っている。要支援1・2の軽度の介護抑制防止と家族と同居している要介護や要支援の介護サービスの取り上げがないよう各事業所を指導すること。
95. 独居老人の実態把握を行うとともに、電気・ガス・水道事業者や新聞配達事業者などと連携協力する、「川越ときも見守りネットワーク事業」の拡充のため提携事業者を増やすこと。
 96. 介護予防、健康維持のために地域で継続して活動が取り組まれるよう市が地域包括支援センターなどへの適切な支援をおこなうこと。
 97. 地域包括支援センターを中学校区に1ヶ所、(川越では22ヶ所)とする国の方向性にもとづき、さらに増設を図ること。
 98. 介護現場の実態把握につとめ、介護者や介護を受ける本人が利用できる電話相談窓口などケアをおこなう体制を充実すること。
 99. 健康づくりの施策を、地域と協力しながら、市が責任を持って推進を図ること。
 100. U PLACEに移転した自立支援相談センターなどの福祉総合窓口の周知に努め、窓口での丁寧な対応をすること。
 101. 高齢者が自宅から歩いていけるところに、気軽に集まり交流できる場所を充実し市民に周知すること。空き店舗や空き家を利活用できるような施策を講じること。
 102. 介護の人材不足が問題になるなか、市として各施設への聞き取り調査をおこない確保策を検討すること。介護人材確保と定着のために、処遇改善を国や県に求めるとともに市としても独自支援を検討すること。
 103. 介護施設で働くことを希望する学生への奨学金や貸付制度を創設すること。
 104. 買い物などの日常生活に支障をきたす高齢者世帯が増えています。高齢者の生活実態調査を行い、対策を検討すること。
 105. 高齢者の生活を支える取り組みが市内各地で進んでいます。実施にあたっての補助制度を設けるとともに、優れた施策は市の制度として導入を検討すること。
 106. 東後楽会館を廃止したがそれに代わる高齢者の憩いの場を東部地域に検討すること。
 107. 後期高齢者医療保険料の引き上げを抑えるよう広域連合と国に要求するこ

と。

108. 75 歳以上の医療負担の 2 倍化を元に戻すよう国にもとめること。
109. 加齢性難聴によって、認知症の進行や外出先で危険に遭いやすい等、社会参加の妨げとなることが指摘されている。補聴器購入は高額であることから対象者のうちの装用率が日本は低い。まずは、国に対して、加齢性難聴に対する補聴器購入の保険適用について要望すること。その間、市が非課税世帯への高齢者を対象とした補聴器購入の補助制度をつくること。市が実施した講演会は好評です。継続して実施すること。
110. 補聴器使用者のために、公共施設に磁器ループを設置すること。
111. 特定検診に聴力検査を加えること。
112. 東後楽会館や市内の銭湯の廃止により、利用者は入浴料の負担増と交通手段とで困っているため、支援策の検討をすること。
(ジェンダー平等)
113. 市の様々な意思決定の場に男女同じように参加するようにすること。
114. 管理職には男女同じように登用すること。
115. 性的少数者への人権に配慮し、市の書類などでの不要な男女記載欄は廃止すること。
116. 市内の業者の男女別賃金を調べ、男女の賃金格差をなくすよう指導すること。
117. 選択的夫婦別姓制度の導入について民法改正を国に求めること。
118. 令和 2 年 5 月 1 日から本市はパートナーシップ宣誓制度をスタートさせた。同性愛者等のなかには、子どもがいる家庭もあることから、既存の制度を改定し、ファミリーシップ制度として新たにスタートさせること。
119. 痴漢やセクシャルハラスメントなどの性被害をなくす取り組みを推進すること。
120. 埼玉県や近隣自治体と連携して、性犯罪・性暴力の被害者を支援するための「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を市内に設置すること。
121. 相談体制の充実をおこなうこと。
122. 学校、企業、市役所の職員への意識啓発をすすめ、LGBTQ に対する適切な理解と対応を促進すること。
123. 中学校、高校の制服は、性別にかかわらずズボンやスカートなどは自由に

選んで着用できるようにすること。

(憲法9条を守り、平和で安心して暮らせるまち)

124. 自衛隊機や米軍機の飛行予定を公開するように国に要請すること。また、日米地位協定の見直しを国に求めること。
125. 国は敵基地攻撃能力の保有を検討しているが、限らない軍拡に道を開くものであり、核戦争の可能性もあります。憲法9条を守るよう国に要請すること。
126. 政府は、土地利用規制法に基づく「特別注視区域」として、大井通信所を指定候補地としました。市民の財産・プライバシー権を侵害する同法律の撤回を国に求めること。また、市民への公表と今後の対応について情報共有すること。
127. 広島・長崎への派遣事業の充実と発表会のさらなる周知をすること。
128. 平和宣言都市の横断幕などを川越駅や公共施設に常時設置すること。
129. 戦争体験者の体験談などを映像で残し、平和の大切さを次の世代に引き継げるようにすること。
130. 大東地域増形の住民などから、上空を飛ぶ飛行機の騒音被害が寄せられています。状況を把握するとともに、増形地域など住宅の防音工事などの対象区域に拡大できるよう調査・検討すること。
131. 自衛官の募集事務に際し、安保3文書が書き換えられ自衛隊の任務が日本国憲法の原則から乖離していることを鑑みて、希望者には申請により住民基本台帳の抽出閲覧から除外できるようにすること。

(住民自治と民主主義)

132. 選挙の投票率向上のため、商業施設や高校、大学などに移動期日前投票所を設けること。又、投票率が低い地域や年齢などの要因を調査し、改善に向けたあらゆる手立てを講じること。
133. ヤミ金融の実態把握をおこない、各課連携してヤミ金融被害の相談につとめること。
134. 県内の貸金業者に対し、威嚇的な取り立てや過剰貸し付けなどをせず、適正な運営の徹底を指導するよう県に働きかけること。
135. 会計年度任用職員は専門的な技術や知識の集積が活かされるよう、希望があれば無期雇用や正規職員としての雇用に転換できるようにすること。

2 大規模災害から住民の命と財産を守る

(水害を減らす環境整備)

1. 災害時、市民の命と財産を守るために、市長はじめ職員が連携し、情報収集、意思決定、情報伝達を迅速に行うこと。災害対策本部の設置は躊躇なく行うこと。
2. 市役所が防災中枢拠点としての機能を果たすよう災害に強い体制を整備すること。
3. 要支援者や要配慮者に対して、災害時にきめ細やかな対応ができるよう、常時避難訓練や講習会など行うこと。
4. 東日本大震災の教訓を含め、質的・量的に川越市地域防災計画を見直すこと。
5. 直下型地震を想定し、避難所の拡大、給水井戸、備蓄の点検・充実などを行うこと。
6. 各家庭、地域、事業者が所有する井戸を調査・把握し、災害発生時などに利用できるように災害給水井戸登録制度をつくること。
7. デジタル防災無線は適切に聞こえるか検証すること。また聴こえづらい地域に防災ラジオを配布すること。災害情報ダイヤルを周知すること。
8. 緊急時には一般の携帯電話が使えなくなり混乱します。電気通信事業法の趣旨に照らし避難所に指定された学校等の公衆電話を確保するとともに、無線電話の整備を行うこと。
9. ライフラインや道路、橋梁の寸断も予想されます。市内事業所などとの災害協定が進んでいますが、災害時に実効あるものとするため、共同での訓練などを行うこと。いざというときに備え各地区ごとの連携体制を構築すること。
10. 地震ハザードマップや水害ハザードマップを各家庭や店舗に配布し、災害への備えのため意識の啓発に努めること。マップの内容は適宜見直すこと。約3年に一度、全戸へ配布すること。
11. 自主防災会を自治会ごとに組織するとともに、防災訓練の開催を支援すること。
12. 市民による地域の防災力強化のために、自主防災組織補助金を拡充すること。

13. 災害に応じた避難方法について、自治会等と協力して周知を図ること。
14. 防災機能を併せ持つ都市公園を設置すること。
15. 川越駅周辺の帰宅困難者が約1万人と予測されています。駅周辺の一時滞在施設や広場の確保、情報提供の在り方など早急に対策を講ずること。被災者安心支援制度の適用範囲を拡充するよう、県に要望すること。
16. 国・県と協力し、河川堤防の点検を進めるとともに強化を図ること。
17. 下小坂の排水対策を進めること。
18. 大谷川の越辺川への排水施設の増強を県に求めること。
19. 坂戸市内の農地に計画されている「越辺川遊水池」整備事業にあたっては、被災した際に犠牲となる農地に対して、全額国費で営農保障する制度とするよう国に求めること。
20. 洪水ハザードマップに記されている広大な浸水想定区域において、避難所も浸水想定となっており、人口に対して避難所の対応人数が対応できない。民間施設も避難所として活用できるよう働きかけること。
21. 荒川第二・第三調整池は、下流域の決壊リスクを下げる一方、囲ぎょう堤の築堤によって上流部の水位上昇が懸念される。堤防強化などの対策及び無堤地区の早期堤防整備を行うこと。関係地域住民には丁寧な対応を行うこと。
22. JR川越線橋梁の架け替えを含む、荒川堤防改修の整備促進を、国や県に働きかけること。
23. ゲリラ豪雨など集中豪雨時には、第一小学校北側の市道はじめ周辺の道路が冠水し宅地内に雨水がたまります。当面、側溝などから雨水管につながり対応暫定対策を講じるとともに、県立川越高校のグラウンド・第一小学校校庭など公共施設の地下に雨水貯留浸透槽などを設置し周辺一帯の水害対策を講じること
24. 下水道の全体計画変更について関係住民に周知するとともに、調整区域の汚水環境改善は関係部署が協力して丁寧に進めること。浄化槽の設置や検査の負担軽減を図るため、補助を拡充すること。
25. 月吉陸橋下高架下の雨水排水対策を進めること。
26. 準用河川久保川の河川整備をおこなうこと。
27. さくら堤団地北側から九十川へ雨水排水ポンプ4基を出水期、業者に委託して設置していますが、常設ポンプを設置すること。

28. 江川流域都市下水路の排水量の見直しと県と協議を行い要請すること。
29. 被災者の生活再建のために、市独自の支援策を創設すること。
30. 寺尾の中島ポンプ場の揚水能力を大幅に引き上げること。
31. 江川流域都市下水路の樋門付近に九十川排水機場の排水規模に匹敵する施設を整備するよう県に要望すること。
32. 弁天の東、新河岸川沿いの水田に調整池を整備すること。
33. 寺尾地域のマンホールからの吹き出している下水道を改善すること。
34. ふじみ野市地内に整備する調整池と排水ポンプの早期実現のために国・県・ふじみ野市と精力的に協議を行い計画を推進すること。また、寺尾の内水対策を講じること。

(災害時の避難体制の強化)

35. 災害発生時、市民の命と財産を守るために、市長はじめ職員が連携し、情報収集、意思決定、情報伝達を迅速に行うこと。災害対策本部の設置は躊躇なく行うこと。
36. 市役所が防災中枢拠点としての機能を果たすよう災害に強い通信網を整備すること。
37. 人口の多い高階地域の消防分署を消防署にすること。
38. 市有建築物の耐震化をすすめるため、予算も含め計画的に順次進めること。
39. 住宅・マンション、病院・福祉施設などの民間の特定建築物の耐震化を促進するために耐震補強等の補助金の限度額、予算額を大幅に拡大すること。
40. 家具転倒防止金物設置事業は、取り付け費用だけでなく、取り付け金物を含めた補助に拡大し、非課税世帯や一人暮らし世帯に限定することなく対象範囲を広げること。
41. 地震発生時に復旧時の通電の際の火災防止のため、感電ブレーカーの設置の補助を行うこと。
42. 通学路や主要な道路などに隣接する、鉄筋補強や耐力壁のないブロック塀などは、いざ地震のときに危険です。市の耐震補強補助金制度を拡充し、ブロック塀の耐震化を図るだけでなく、できるだけ生け垣などに変える支援をすること。
43. 災害時の罹災者住宅を火災で家を失った方にも拡大するとともに、一定期間、市営住宅への入居を可能とすること。
44. 災害時要援護者の避難体制確立を迅速に行うため、マニュアル配布や支援

グッズなどを自治会に提供し支援を強化すること。

- ① すでに災害時要援護者の避難体制が確立している自治会があることから、セミナーなどを開き推進すること。
 - ② 地域に暮らす介護が必要な高齢者や障害者の個別避難計画の策定について、民生委員や介護・障害者事業者のケアマネージャーなどと協力して、避難支援の計画をあらかじめきめておくこと。また、要支援者名簿を公開しない要支援者への支援を自治会や事業者と共有し市として責任をもって避難できるように支援に努めること。
 - ③ 障害者・要介護高齢者・乳幼児を連れた妊産婦など災害弱者に配慮した福祉避難所の整備を進めること。グループホーム利用者も避難行動要支援者の対象とすること。
 - ④ 各事業者に対し、高齢者、障害者施設における災害時要支援者避難計画のマニュアル策定を支援すること。
45. 高齢者・障がい者等の見守りネットワークを整備し充実させること。日常生活への援助、緊急時への対応、災害時の避難の支援を強めること。
46. 避難所の長期化が見込まれる場合に、市営住宅や民間の借り上げ住宅を滞りなく貸し出せる体制をとること。
47. 高齢者施設や障害者施設などが被災し避難所生活が長期化する場合、仮設住宅の建設を迅速に行うこと。
48. 避難所について
- ① 避難所となっている学校施設の大規模改修とあわせ、体育館にエアコン設置を行うこと。
 - ② 避難所に泊まる高齢者や女性のために、毛布やマット、段ボールベット・間仕切りなどを適切に使用できるようにすること。
 - ③ 体育館などの避難所には、情報提供できるように地上デジタルアンテナとテレビジャックが整備されています。学校長と相談して災害時にテレビが設置できるようにすること。
 - ④ 防災ラジオを適切に使用できるようにすること。また、災害用コンセントやガス栓の整備を行うこと。
 - ⑤ 多くの小中学校などの避難所が車いす対応になっていません。トイレも含めバリアフリー化に努め、エレベーターの設置を行うこと。
 - ⑥ 水害時の避難として、河川の増水で橋が渡れないことも考えられます。身近

な場所に住民が避難できるよう、相談があった場合に事前に避難受け入れ場所を確保するため民間と協定を結ぶこと。

49. 砂弁天自治会から要望が出されている、民地に残っている弁天池の調整池を整備すること。
50. 消防自動車が入れない寺尾地域の開発を規制すること。
51. 延焼の恐れがある狭隘な地域に対し消火栓の設置箇所を増やすこと。
52. 川越駅東口周辺に避難場所をつくること。

(防災意識の向上)

53. 災害時に市民が適切かつ自発的に行動できるよう、防災学校などを開催しあらゆる機会を通じて意識啓発すること。
54. 災害対策において、避難準備情報の段階で自主避難ができるよう体制を整備すること。
55. 災害タイムラインは、台風の接近が予想される時刻から逆算して、どのような対策を誰が行うのかが網羅されています。本市としても「災害タイムライン」を策定したが、市民へ周知すること。

3 地球規模の食料危機、気候危機の打開、日本経済の基盤強化

(農産物の価格保証・所得保障の抜本的強化で食料自給率の引き上げを)

1. 資材高騰で苦しむ多くの農家に実効性のある支援を行うこと。
2. 肥料価格高騰緊急対策（肥料コスト上昇分7割を補助、化学肥料を今年から2年で2割低減、申請者は農業者5戸以上で申請）について、上昇分7割補助というが実質5割となっている。年間述べ260人が利用しているが、申請が複雑であり、要件緩和および申請手続きを簡略化するよう国に求めること。
3. 転作補助金を大幅に拡充すること。
4. 77万トンのミニマムアクセス米の輸入を一時中止するよう国に要望すること。
5. 水田活用の直接支払交付金について、今年度課ら2026年度の5年間に1度も水入れをしなかった水田は27年度から交付金の対象から外される。減反政策に協力し、転作してきた農家への裏切り行為であり交付金削減をやめるよう国に要望すること。
6. 学校給食への地場産農産物の割合を増やすこと。
7. アメリカやカナダなどの輸入小麦には、発がん性のあるグリホサートの含有が認められる。子ども達が食べる学校給食のパンやうどんの小麦は県内産小麦や米粉の使用が100%になるよう取り組むこと。
8. 種子、苗の購入に対し自然災害の際の次期さく補助制度を作ること。
(省エネルギー・再生エネルギーの大規模普及でエネルギー自給率の引き上げを)
9. 地球温暖化対策として、二酸化炭素の排出を減らすため、省エネ化と再生可能エネルギーへの転換の必要性と効果を周知し、事業者と市民の取り組みを促すこと。
10. 省エネ化と再生可能エネルギーへの転換を進めるため、相談から診断、導入に至るまでの一体的な支援体制を整えること。
11. 地球温暖化対策条例を制定した自治体として、また、大口排出事業者として、市の施設での省エネ化と再生可能エネルギー由来のエネルギーへの転換を進めること。
12. 市役所本庁舎や公共施設で使用する電力の省エネ化を促進し、再生可能な

エネルギーに転換するための研究をすすめること。

13. 学校の教室や体育館のエアコン設置が進んでいるが、断熱化が遅れている。
計画的に断熱化を進めること
14. 庁舎公用車のEV化を段階的にすすめること。
15. 地球温暖化が進み、人類に甚大な影響を及ぼしています。地球温暖化対策
条例に見合う具体的な政策を実行すること。
 - ① 小風力や小水力発電、生ゴミを利用したバイオ発電など川越市でできる新たな再生可能エネルギーについて検討すること。
 - ② 太陽光発電設備を設置する市民共同発電事業への補助や太陽光発電における市民ファンド、再生可能エネルギー普及に意欲のあるNPOや各種団体への幅広い支援策を検討すること。
 - ③ 原発から脱却し再生可能エネルギーへ転換する動きが広がっています。特定規模電気事業者（PPS）を市の施設で積極的に活用すること。
 - ④ 工場などの緑地規制の緩和が行われましたが、温暖化対策との整合性が図られるか検証し、温暖化対策に影響がある場合には、事業者に適切な指導を行うこと。
16. 飯田市で、「飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくりに関する条例」が制定されています。地産地消で再生エネルギーを推進することは、雇用を創出し地域循環型の経済を築くうえでも重要です。本市としても条例化に向けた検討をすすめること。
17. シャトルバスや公用車、ゴミ収集車などディーゼル車両の燃料は廃食油を精製したバイオディーゼルとし、廃食油の収集については、市民団体や福祉・医療団体などと協力し、地域循環型社会の構築に向け努力すること。
18. 廃棄物・資源の処理にあたり、以下の通り配慮し施策を進めること。
 - ① 川越資源化センターの運営状況を住民に定期的に報告し、騒音や悪臭などが発生しないよう生活環境に配慮すること。
 - ② 放射能汚染の調査結果に基づき安全性を確認しながら、生ごみの堆肥化、ごみの減量、リサイクルをさらに徹底すること。生ごみ処理機購入補助金制度を周知すること。
 - ③ 生ゴミの堆肥化を広げるために、こと。菅間第二給食センターで行われている食品残さの堆肥化を他の給食センターにも広げること。有効性の周知
 - ④ ごみ減量化の取り組みを市民に周知・徹底し、家庭ごみの有料化は見送るこ

と。

- ⑤ 川越市のゴミ処理の実態を市民全体が正しく理解できるように施策を講じるとともに、廃棄物処理場の設置が地域によって偏ることの無いよう、市民全体に廃棄物に対する理解を広げること。
 - ⑥ プラスチックごみ減量のための取り組みの強化をすること。川越独自政策であるプラスチックの再利用の追跡調査や検証を行い、市民と共有し意識啓発を促すこと。
 - ⑦ マイクロプラスチックが世界規模で問題になっている。大量生産・大量廃棄の仕組みを見直し、不法投棄を防ぐ施策に取り組むこと。
- 19. 原発に頼らない社会と再生エネルギー産業を活性化させるため、新製品・新技術開発支援事業とは別に再生可能エネルギー（小水力・地熱・風力）の技術開発に特化した新たな助成制度を創設し、必要なプロジェクトの立ち上げと実用化に至るまでの支援をすること。
 - 20. 農地を活用したソーラーシェアリング事業の支援とともに補助制度をつくること。
 - 21. 第三次川越市地球温暖化対策実行計画・区域施策編にある 2030 年度までの温室効果ガス排出量の削減目標は、基準年度（2013 年度）に対し 26%削減となっている。省エネルギー・再生可能エネルギーの推進強化により、削減目標を 50%以上となるように計画を見直すこと。

- 4 安心して子育てができる市政・人間を大切にする教育の実現を
 1. 川越市の保育の質の維持向上を図るとともに、保育への企業参入の拡大や子どもを守るための基準の緩和をせず、川越市立保育園の維持を行うこと。
 2. 保育の充実・向上のために認可保育所の保育士配置基準の改善を行うよう国に求めるとともに、4・5歳児に対する市独自の加算、研修等のための職員増員を実施すること。
 3. 2023年4月1日の待機児童は昨年と同じ8名でした。本来入りたい保育園に入れなかったなどの潜在的保育ニーズを把握するとともに、潜在的待機児童も含め待機児童解消のために保育園の新設、増設をすすめること。
 4. 市内で一番古く老朽化している木造園舎の古谷保育園を建て替えること。建て替えるにあたり、保護者や関係者の要望を聞き検討すること。
 5. 保育園の給食費については、副食費が保護者の実費負担となったが、保護者の負担増とならないよう市が負担し無償とすること。
 6. 老朽化している小規模保育事業所への改修補助金の要綱を設置し、耐震診断、耐震補強工事に対しても支援をおこなうこと。
 7. 同一労働・同一賃金の推進のために、臨時保育士の待遇を抜本的に改善し、正規保育士と同等とすること。
 8. こどもの城に、新しい遊具や玩具を購入すること。児童公園に複合遊具や乳児・児童・青少年の健全育成に寄与する遊具を増やすこと。プラネタリウムの設備を更新し無料とすること。人気の高い各種事業・イベントなどを増やすこと。
 9. 貧困の連鎖を断ち切るために、就職支援・住宅支援・教育支援を今後も継続すること。子ども医療費の入院・通院分の無料化を高校卒業まで拡充すること。
 10. 生活保護世帯対象の無料の教育支援は、就学援助世帯にまで拡大すること。
 11. 子どもの権利条約に基づく条例を制定すること。
 12. 子どもの貧困対策を総合的に推進するために、市民と共同して子どもの貧困対策の計画を策定すること。
 13. 子どもが元気に健やかに成長できるまちを目指し、子どもや保護者など関係者からの相談や救済の申し立てに基づき、適切に解決するために子どもの権利擁護委員会制度を設けること。

14. 困難を抱える子どもたちが安心して大人に相談でき、自由に過ごせる子どもの居場所を各地に整備すること。民間団体などが行っている子ども食堂やフードパントリー、学習支援などについて、埼玉県が行っているこども応援ネットワーク埼玉とも連携し、事業を実施しやすいように市としても相談や支援を行うこと。支援を必要としている子どもや親などの当事者が子どもの居場所までたどり着くような情報提供を行うこと。
15. 子どもに限らず若者や大人の引きこもりが増加しているため、学齢期から大人まで、相談や就職支援などに至るまで一貫した引きこもりへの支援体制を整備すること。
16. 子どもが自由にのびのび遊べて、子どもの居場所にもなる常設のプレーパークの整備を検討すること。
17. 児童虐待ゼロを目指して、川越市の児童虐待にかかわる相談体制を充実するなど、市で行っている児童虐待防止対策の施策をさらに拡充すること。緊急の保護に対応するために埼玉県や児童養護施設と協力して、一時保護施設を市内に設置すること。児童虐待の防止や対応などを切れ目なく市が一貫して行えるよう、市立児童相談所の設置についてメリット等も含めて検討すること。
18. いじめが人間として許されないこと、人間は互いに尊重されるべき大切な存在であることを学校教育の柱にすえ、教職員、児童生徒、保護者、地域全体の共通の認識にするよう努めること。いじめた側いじめられた側双方の家庭環境や人間関係に心を寄せ、原因究明と改善を行うこと。児童生徒たちの人権や生命に関わる問題が起きた場合は、学校や教職員が多忙であっても児童生徒たちの人権と生命を守ることを優先すること。いじめへの対応を担任まかせにせず、組織的に対応する校内体制及び関係機関との連携を充実すること。
19. 不登校児童生徒を支援する相談員の拡充をすること。リバーラの体制を拡充すること。
20. IT教育の導入などにより、教職員の事務負担などが著しく増えている。教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に保障し、先生同士の助け合いや連携を深め先生と子どもたちの信頼関係を高められるよう、学校事務を改善すること。
21. 基礎的な教員数の確保をすることなしに、多様かつ困難になっている教育

現場の改善はできません。小学校においては段階的に全学年が 35 人以下学級となりますが、中学校においても 35 人以下学級とし、計画的な教員職員の確保を国・県に要請すること。ひとり一人に寄り添った教育環境とするため、オールマイティーチャー派遣事業の拡充をすること。

22. 市独自の大学奨学金基金条例について、国の制度同様で限られた人しか利用できません。財源確保のため幅広く寄付を呼びかけ、市の予算も投入し、制度を拡充すること。
23. 就学援助制度の一層の周知、普及につとめ、さらなる制度拡充のために、クラブ活動費、PTA 会費、児童会・生徒会費の支給も対象とすること。電子申請できるように改善すること。
24. 現在設置のない地域から全学校へと特別支援学級を設置すること。自立支援サポーターや通級指導教室などを拡充し、障害児への支援を拡充すること。
25. 交流クラスや普通学級に在籍している発達障害等の子どもたちが、個々の障がいや困難を解消することができるよう、きめ細やかな対応を可能とするインクルーシブな教育環境を整備すること。
26. 特別支援コーディネーターは、各学校で 1 人となっています。複数人おき、教職員の情報共有や一貫性のある対応が取れるよう体制を強化すること。
27. 特別教室や体育館へのエアコン設置をすすめること。学校の大規模改造工事やトイレ改修と、学校設備改修と備品購入などを行い、国・県の交付金の増額を要望すること。
28. 義務教育は無償とすること。憲法に基づき、学校給食は無料とすること。
29. 学童保育について、基準条例を超える学童保育室は複数保育室に分割し、保育に適さない学校の余裕教室やタイムシェアではなく、学童保育室専用の単独施設を設置すること。保育の支援単位ごとに単独で保育ができるように、畳敷きの静養室や男女別トイレなどの設備面の整備を行うこと。
30. 学童保育で放課後児童支援員は子どもの健全育成において大切な存在です。放課後児童支援員のさらなる待遇改善とともに、質の向上と人材確保に努め、放課後児童支援員の育成と相談体制を拡充すること。
31. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を緩和することなく堅持し、さらに基準の拡充をして保育の質を向上すること。
32. 学童保育の運営などについては、当初から運営全般を担ってきた「学童保育

の会」が毎年行っている要望に耳を傾け、話し合いを行ったうえで進めること。

33. 民間の放課後児童クラブが増加したが、健全な保育内容となっているのか、適切な監査・指導をおこなうこと。
34. 児童生徒が安心して使用できるように、学校のトイレに生理用品を設置すること。また、教育費の保健費として、「生理用品」の費目を設けること。
35. 児童生徒が悩みなど声をあげられるように、相談体制の充実を図ること。
36. 校則について、子どもの人権を尊重した見直しや点検を行うよう各学校に働きかけること。特に地毛証明書の提出は廃止すること。制服のあり方についても人権に配慮し選択できるようにすること。
37. 子どもの発達段階に応じた以下の教育内容を充実すること。
①平和教育 ②性的マイノリティと性的指向・性自認の理解を進める教育
③危険ドラッグなど薬物乱用防止 ④包括的性教育 について学習指導要領に位置付けるよう国に求めるとともに市としても出来るところから取り組むこと。
38. 児童生徒の熱中症対策として、深部体温計の導入を検討すること。
39. 学校図書予算を増やし、様々なジャンルの蔵書や備品を充実すること。

5 市民にやさしい安全で安心なまちづくり

1. 川越線は川越駅から大宮への上り列車本数は午前7時台が4本、日中も1時間に3本など、利用しにくい鉄道になっています。全線を複線化し、発車本数を増やしての要望が出ています。強風に弱い川越線について荒川鉄橋を根本的に改修するなど県や近隣自治体とともにJRに要請すること。川越駅から以西の運行について、減らされた日中の本数を元に戻すようJRに要請すること。
2. 西川越駅以西の無人化は行わないこと。
3. 南古谷駅整備事業は適切な負担をJRに求めるとともに、費用の縮減に努めること。
4. 的場駅の反対口を開設し、通勤者の利便性向上をはかるよう、JRへ積極的に働きかけること。
5. 西川越駅のホーム全部に屋根を設置するようJRに要請すること。
6. 川越市駅の橋上駅舎化でバリアフリー化を図り、西口開設に努めること。西口開設を待たずとも、踏切を横断する歩行者の利便性・安全性を確保するために、東武鉄道と連携して、歩道橋を設けること。一般車両の送迎用駐停車場所を確保すること。
7. 川越シャトルの運行が見直されましたが、市内各地から不便になったとの声が寄せられています。路線や運行時間を改善し、さらに利用しやすいようにすること。減便は利便性を低下させるため再考すること。
 - ① 一般の乗車料金はワンコインで利用できるように改善すること。
 - ② シャトルバスは、路線バスとの乗り換えを考慮したうえで運行時刻を設定するよう努めること。
 - ③ なぐわし公園への送迎バスは、駅と施設だけでなく地域の停留所を増やすなど改善を図ること。
 - ④ 32系統が30・31系統と統合される計画になっているが、統合後も増便を行うこと。
 - ⑤ 川越シャトル20系統が多くの利用者がいたにもかかわらず、10便から3便に減らされました。住民の声を聞き、利用しやすい時間帯に便を増やすこと。
 - ⑥ シャトルバスの無料乗車証を90歳から70歳に戻すこと。

- ⑦ デマンド型交通「かわまる」について、高齢者の生活実態に合わせた運用とすること。乗降場をきめ細かく設定し、案内板はわかりやすい場所に設置すること。他の運行区域への乗り入れを積極的に進めること。
8. 自転車の交通ルールの周知と自転車道の整備をすること
9. 高齢者が自動車運転免許証を自主返納できるような施策を検討すること。
10. 交通弱者への公共交通の無料利用制度を検討すること。
11. 時の鐘の通りや蔵造りの通りの歩行者の安全確保とともに、地元の住民の車などでの通行に支障をきたさぬよう、一方通行や土日祝日の時間帯による歩行者天国など、地域住民と相談の上具体策を図ること。
12. 山田のバス道路の側道の整備をすること。
13. 県道今福木野目線と市道寺尾大仙波線の交差点に信号機を設置するよう埼玉県に働きかけること。また、周辺的安全対策を講じること。
14. 休日は今あるドックランが混み合い、利用が困難になっています。まだ設置されていない広い公園に、ドックランのコーナーを設けること。
15. 多くの市民が利用する公園や緑地に除草剤を使用しないこと。
16. すべての都市計画道路に、市の幹線道路に自転車道路帯を設けるよう努めること。
17. 公共施設等のインフラの老朽化について、点検、維持、更新を計画的にすすめること。
18. 閉館された市民会館を早期に解体し、跡地利用には市民の意見も取り入れること。そのためにも商工会議所との協議を誠実に進めること。
19. 公園や児童遊園の砂場の砂を定期的に入れ替えし、古くなった遊具やベンチ、トイレなどの設備のリニューアルをすすめること。
20. 住民、自治会などから、生活道路の整備などの要望が出されています。予算を増やし市民要望に応えること。
21. 川越市は市民一人当たりの公園面積4.76 m²（令和5年4月現在）と狭く、都市部には十分な公園が確保されていない地域も多く残されています。市民が憩える公園を計画的に整備すること。
22. 池辺・入間川河川敷の公園化事業を、自然を生かした公園として順次整備すること。
23. 増形産業団地について
- ① 外周路に看板や防犯カメラなどの設置で暴走車両の抑制を図ること。

- ② 工業団地の稼働にあたり、企業の送迎バスの離発着所として南大塚駅を經由したルートの検討を事業者に申し入れること。
 - ③ 工業団地から狭山方面に抜ける道路の整備に関して県に要請すること。
 - ④ 廃線敷を利用した遊歩道や道路について西武鉄道と協議をすること。特に大東市民センターにつながる下水道道路から国道16号方面に向けて、歩道を設けた一方通行道路とするなど周辺の渋滞解消と南大塚駅に通じる道路を整備すること。
- 24. 増形緑地の拡張をすすめること。
 - 25. 一番街通りなど旧市街地の交通渋滞は深刻です。地元住民や観光客の安全のためには車の流入を規制することが必要です。地元住民の声をよく聞き、必要な対策を講じながら、一番街通りを徐々に一方通行にしたり、休日などには歩行者天国にし、パークアンドライドもあわせて行い、市民や観光客の安全対策を図ること。
 - 26. 川越市中高層建築物紛争の予防及び調整条例では、近隣・周辺住民への説明を行うように規定されているだけで説明方法が規定されていません。住民側が建築主側と十分話し合えるように説明会の開催を義務づけるよう同条例を改正すること。
 - 27. 中心市街地の渋滞緩和のために右折帯設置など県や関係者と協議を行い、次の箇所の交差点改良を行うこと。①松江町交差点、②松江町教会前交差点
 - 28. 本川越駅西口の危険な交差点に信号機設置を県に働きかけること
 - 29. 仙波地域の新河岸川の土手の舗装がひび割れて危険です。県が橋の架け替えと堤防の改修工事を予定していますが、それまでの期間も安全に通行できるように整備すること
 - 30. 石田・府川交差点から石原北の用水路沿いの市道は車の通りも多く危険です。蓋掛けなどをして歩行者の安全を確保すること。
 - 31. 市道0087号線沿道には運送会社等もあり大型のトラックなどが多く通行する一方、最も狭い部分の道幅が5メートルしかなく危険です。通学路にもなっているため、拡幅を含め安全対策を講じること。
 - 32. 国道16号と大田街道が交差する南大塚交差点の北側部分に右折レーンの設置のために国と協議すること。
 - 33. 大東地域を南北に横断する幹線道路が脆弱で入間川街道が朝・夕と渋滞し

- ています。大東地域に国道16号を縦断する幹線道路の整備を行うこと。
34. 笠幡から国道16号を抜け、市南部を通り上江橋に至る国道16号のバイパスの役割を果たす外環状線の整備を進めるよう国に要請すること。
 35. 北環状道路の北側終点の国道254号線から先の東環状道路について、川越工業団地までの整備を早急に進めること。また、川越工業団地から南側へ延伸し、古谷地域国道16号まで整備を行うこと。
 36. 古市場にあった旧橋本家住宅については、市が寄贈を受け保管されています。仙波河岸公園内に舟運記念館として再建すること。同公園内に舟運に使われていた舟を展示すること。
 37. 伊佐沼公園内にテントサイトを確保し、宿泊もできるようにして新たな魅力を創設すること。
 38. 市立診療所跡地については、同建物を撤去して、市民の憩いの公園に整備するとともに、集中豪雨時などの際、周辺一体の水害防止対策として、遊水地や雨水貯留浸透槽などを整備していくこと。周辺地域の側溝の整備をすること。
 39. 郭町浄水場南側の市有地は湧水・せせらぎがあり、このような自然条件を生かした公園を整備し、住民や観光客もくつろげる場所にする事。
 40. 川越水上公園に児童遊具が3種類しかありません。県立公園として、児童・青年の健全育成のため児童遊具の増設と第二次区域にステージやスケボーなど若者が楽しめる施設を設置するよう県に要請すること。
 41. 大東地区のまきば保育園から大東西小学校方面に抜ける県道越生線までの間、夜間になると見通しが利かず、大変危険な状況となっています。カーブ舗装や街路灯を設置すること。
 42. 川越駅西口周辺の整備を計画的に行うこと。
 - ① 川越駅西口周辺の道路は、学校・企業・観光バスなどで交通事故などの危険性が増しています。混雑の解消のため、バス・歩行者などがスムーズかつ安全に通行できる配置を検討し整備すること。
 - ② 県地方庁舎跡地を市開発公社が購入した。市民が憩える防災機能を兼ね備えた広場として活用すること。
 - ③ 川越駅西口周辺に要望の多い図書館を整備すること。
 43. 川越駅東・西口周辺の歩道の段差をなくしベビーカーなどでもスムーズに通れるようすること。

44. 市有地の砂382の1は、地元住民の声を聞き、安易な売却はおこなわないこと。
45. ベルク的場店とJR川越線をくぐるアンダーを挟んだ駐車場を結ぶ道路は一方通行になっていますが、逆走する違反が多発しています。違反行為を放置せず、実効的な対策を講じること。
46. 県道今福木野目線と寺尾大仙波線の交差点に信号機設置の必要性を再度、県に働きかけ早期に設置すること。
47. 高階市民センターの広場に小さい子どもが遊べる遊具を設置すること。
48. 新河岸駅前通り線・駅前広場に街路樹や花壇を設置すること。
49. 寺尾地域には公園が少なく、子どもたちが遊べる公園を増やすこと。
50. 砂新田五つ又の公園がなくなり、住宅になりました。新しい公園の代替地を確保し公園を整備すること。
51. 旧川越街道の舗装工事を計画的に進めること。歩行者の安全確保のために歩道を整備すること。
52. 高階南公民館の備品の更新やトイレの洋式化を進めること。
53. 市道0018号線は車の通りも多く、小学生の通学路にもなっている。市道沿いの水路に蓋をかけ、安全な歩道とする事。
54. 初雁公園の中期、長期、の整備計画については、住民を含めた新たな審査会を設置し、最終完成図を策定すること。
 - ① 城内、本丸御殿とその周辺、富士見櫓の復元、門の整備などを検討すること。
 - ② 城外 土塁、町割り川越城の櫓、門、土手などの跡に、説明版を立てること。
 - ③ 城址公園への市民の関心を高めるための企画・情報発信をおこなうこと。
 - ④ 資金繰りとして市の予算、県や国からの補助金、クラウドファンディング(富士見櫓など)を含めて検討すること。
55. 県道沿いの通学路に設置されているフェンスは自動車事故から子どもたちの身を守れません。ガードレールに交換するよう県に求めること。
56. クレアパークにトイレ、防音壁を設置すること。
57. 霞ヶ関北小学校跡地の整備は、高齢化率が高い地域性を考慮し、地域住民をはじめ市民の意見が反映されるように計画をすすめること。
58. 霞ヶ関駅西側の踏切と県道の拡幅について、県や鉄道事業者と協力して、踏切部分の拡幅を早期に着手すること。
59. 小畔川の河川敷を、歩行者が散歩しやすいよう草刈など定期的な整備を行

- うこと。東上線の高架下を歩行者が通り抜け出来るよう整備すること。
60. 小畔川のなぐわし公園付近に、人が渡れる程度の橋を整備すること。
 61. シャトルバスの停留所付近など、市内の至る所に、高齢者をはじめとした市民が歩いて移動する際に休憩できるベンチ等を設置すること。
 62. 鶴ヶ島駅西口について、バス・タクシー乗降の際に不便な段差を解消すること。
 63. 入間川街道の側溝の段差を解消すること。
 64. 神明町交差点から月吉交差点までの市道 0016 号線は、早急にセミフラット形式に改修すること。

6 農業・中小・個人事業主を応援する

1. コロナが5類に移行し社会が変化する中で、物価高騰が経済的に大きな影響を及ぼしている。特に、小規模事業者、農業者、フリーランスを含めたすべての事業者支援が行き渡っているとは言い難い。様々な情報発信に努め、申請手続きの支援を含めて、きめ細かな対応を行うこと。コロナの影響を受ける市内事業者に対し、今後も継続的な支援を行うこと。
2. コロナ5類移行後の経済対策については、生活様式の変化に対応して、短期的な支援だけでなく、中期的な視点を持って行うことが求められている。川越市中小企業振興基本条例や市産業振興ビジョンの推進とともに、農業・観光・市街地活性化、まち・ひと・しごと創生総合戦略などの市の基本計画にも反映させること。
3. 産業振興と中小企業者支援について
 - ① 住宅改修補助事業は、市民ニーズの高い事業です。新しい生活様式に対応するための住宅リフォームや店舗リフォームに対し新たに補助事業で感染防止策と市内事業者への支援をおこない、市内経済を下支えすること。予算を拡充し助成率と限度額を10%以上、20万円までとするなど引き上げること。通年の受付ができるようにすること。より幅広い市民への広報と市内業者へ宣伝すること。納税状況の照会を申請者の意思確認のうえ事務は税務部局と連携して確認するなど、手続きを簡素化すること。事前申請は、電子申請できるように改善すること。
 - ② 事業承継店舗改修補助金事業は、要件など改善しているが、事業承継以外にも対象適用を広げること。事業内容を見直すこと。
 - ③ 中小企業者の資金繰りが厳しくなっています。返済開始の据え置き期間の延長や利子補給、借り換え支援など市の融資制度のさらなる拡充を図ること。
 - ④ 現在の中小事業者が直面している危機的事態は、コロナ感染拡大への影響のほか、消費税の10%への引き上げが経営を疲弊させ、体力を奪っています。落ち込んだ内需を喚起し、市内経済を活性化する施策について検討し、実施すること。
 - ⑤ 経営危機にある中小零細事業者の支援のため、ワンストップ経営相談窓口を設置すること。

- ⑥ 国が進めるインバウンド政策の推進ではなく、地域の観光資源を守り生かし、住民が誇りと愛着を持てる持続可能な観光都市の推進をはかること。
4. 中小企業者や小規模企業者の意見を反映させるために、産業振興審議会を開催し、審議委員に小規模企業者の代表を参加させること。
5. 脱炭素の取り組みは、中小企業者にとってコスト面だけでなく新たなビジネスチャンスとして売上げの拡大、融資獲得といった市内企業の成長につながる。「省エネ投資」のための融資制度の創設など脱炭素の取り組みを支援すること。
6. 公共事業を地元中小企業、特に小規模企業者へ優先して発注すること。
7. 市発注の公共事業の下請け、孫請けの賃金について、国から依頼された調査結果を準用して設計労務単価での支払いや事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費）が適切に支払われているかを調査すること。
また、公契約条例を制定し、本市の仕事を受注する企業に人間らしく働ける賃金と労働条件を義務づけること。
- ① 公共工事、物品調達に際し、労働者の賃金・労働条件を改善、地域経済の健全な発展を図るため、「公契約条例」を制定すること。
- ② 市発注工事は、地元中小企業者の育成と地域経済を振興させるため、分離分割発注につとめ、地元建設業者の受注機会を確保すること。
- ③ 条件つき一般競争入札を増やし、市内業者の受注機会を増やすこと。
- ④ 電子入札の全面実施に伴って入札できない業者が出ています。入札に参加できるようにきめ細かな案内や入札方法の指導など援助をおこなうこと。
- ⑤ 市発注公共工事の予定価格は、設計労務単価と法定福利費を踏まえた金額で積算し、入札参加業者には、法定福利費を別枠明示した「標準見積書」の活用を図ること。
- ⑥ 公共工事受注業者（元請）から最下請業者まで法定福利費が適正に支払われているか、行政の責任としてチェックすること。
- ⑦ 総合評価方式の特別簡易型の価格点の係数を 50 とし、格差是正への取り組みや安全への配慮、市民雇用率など加えること。
- ⑧ 総合評価方式において市内業者を下請けにした事業者には 2 省協定の労務単価を加点すること。
8. 川越市小規模修理・修繕等契約希望者登録小規模工事登録制度の工事総額が年々減っています。各部署の事業課ごとの末端の職員にまで制度を知ら

せて活用を促すこと。

- ① 工事発注件数を増やし、登録者に偏りなく仕事が回るよう配慮すること。
 - ② 極端な低価格の発注を避けるよう適正額を把握して発注すること。
 - ③ 不要な相見積もりを避け、広く登録業者に仕事を回すこと。
9. 自営業・農業において、妻など家族従業者への給与を必要経費として認めない所得税法第56条は国連女性差別撤廃委員会からも見直し・検討を求められている。廃止するよう国に求めること。
 10. 国の消費税価格転嫁や違反行為の公正取引委員会への措置請求は一定の効果は出ているが、まだ不十分である。中小企業景況調査に基づく抜本的対策をすすめること。
 11. 消費税10%増税やインボイス制度導入は市内商工業者に致命的な打撃を与えることになる。インボイスに対する相談窓口を設け、今すぐ消費税を5%に引き下げよう国に要請すること。
 12. 景気動向調査を行っているが、対策企業数、予算とも不十分である。産業観光ビジョンの取り組み状況を踏まえ、川越市独自の産業経済白書を作成し、方向性を明確に示すこと。
 13. 従業員5名以下の事業所も含めた「労働基本調査」を行うこと。商工会議所が行う評議員以上の事業所での労働実態調査では、市内の実態はつかめない。全事業所の6割が従業員4人以下を考慮した市独自の实態調査をおこなうこと。
 14. 大企業に下請け2法を遵守させるため訪問や文書などで指導するとともに、一方的な単価切り下げや仕事の打ち切りをやめさせるよう市として求めること。また、中小零細業者に至るまで下請2法の活用を周知し、市が違反行為受付窓口を設け、日常的に中小企業庁などに届ける体制をつくること。
 15. 建設現場で働く技術者の処遇改善とキャリアの見える化につながる「建設キャリアアップシステム」の登録に関し、市としても有益なことから導入促進について協力すること。
 16. 商店街の活性化のため、国の補助金を活用した事業を積極的におこなうこと。
- ① 商店街の空き店舗の活用を図ること。
 - ② 市があっせんして、農産物直売所など民間が利用しやすいような活用方法を検討すること。

- ③ 商店街利用者の駐車場の設置、地域のお年寄りや買い物客の休憩所を設けるなど街に賑わいを取り戻す施策を進めること。
 - ④ 空き店舗への支援を継続すること。
 - ⑤ 商店街の活性化策に寄与する商店店舗へのリニューアル助成制度を拡充すること。また、事業承継に限らず、対象を拡大すること。
 - ⑥ 商店街の街路灯は、地域の防災や安全にとって重要な役割を果たしている。省エネ化のためのLED化は全額助成をおこなうこと。
17. 責任共有制度は金融機関が地域貢献を果たす役割を放棄させるもので、国に撤回を求めること。また、撤回されるまでは、市内中小企業負担分を市が保障すること。
18. 青年をはじめとした深刻な就職難の解決や異常な労働環境をただすための取り組みについて
- ① 39歳までの失業者を把握するとともに、しごと支援センターの機能を強化し、若年層の雇用支援を強めること。
 - ② 労働者ハンドブックを各学校や公共施設、その他市民が利用する様々な施設に設置し働く権利を知らせること。
 - ③ ユープレイス・川越市民サービス内のしごと支援センターの周知を図り、地域の事業者に働きかけるなどして、求人を増やす取り組みをおこなうこと。就職後のフォローアップをおこなうこと。
 - ④ 川越気周辺にヤングキャリアセンター誘致を県や国に働きかけること。
 - ⑤ 雇用のミスマッチの解消のため、トライアル雇用を実施し継続雇用に結びつけるよう活用を図ること。
 - ⑥ 高等学校などに呼びかけ、働く人の権利を教える出前講座をおこなうこと。
 - ⑦ 地域若者サポートステーション事業を誘致するため、ノウハウを持つ民間事業者に働きかけるとともに、国や県に要望すること。
19. 休業支援金の申請は、労働者本人ができるように拡充が図られており、自立支援センターやしごと支援センター、福祉関連など市民の相談対応にあたる職員にも周知をはかり、市民に広く案内すること。
20. 中小企業の後継者育成は、とりわけ小企業の後継者がいないなどの理由で事業承継が困難になっている。若者と中小零細業者マッチング事業や国のおこなっている訓練補助制度を拡充するとともに、青年を雇用する場合、教育・訓練指導・社会保険や住宅費などに対して3年間の助成をおこなう

など雇用主を支援すること。

21. 第一線を退いた高度技術者の高度人材バンクを創設し、技術継承を図ること。
22. 大型店の出店の際には、法に則り周辺環境にも配慮した指導をおこなうこと。郊外への大型店出店については、慎重に対応し安易な許可を与えないこと。
23. 大型小売店の進出から商店街と地域住民の生活環境を守るため、大型店影響調査をおこなうなど、市独自の規制などを検討すること。
24. 商店街振興策と位置付け、指定管理者制度など委託された事業において、近隣の商店街からの物品・食材購入を促進するよう対策を講ずること。
25. 指定管理者制度の管理施設の改修について、市内業者へ優先発注すること。
26. 建設労働者の健康や職業病被害者であるアスベスト訴訟は、2016年1月22日大阪地裁判決、東京地裁判決、福岡地裁判決で国の責任を3度認め、国は断罪しました。建設労働者の健康被害防止のため、早期発見・早期治療をすすめる保険事業に対する運営費補助金の拡充が求められる。市内労働者が発症した場合に対応する石綿被害者補償基金制度の創設を図ること。
27. 川越市北部中心市街地円滑化方策検討委員会が一番街通りの交通規制を提言しました。引き続き地元自治会、商店街とさらに協議し対策を講じながら、市民や観光客が安全に利用できるよう交通規制の実施（一方通行・歩行者天国）をすすめること。
28. 「小江戸蔵里」は周辺の観光ルートと連携し、地域の活性化につなげること。本川越駅から観光客に分かりやすいように「小江戸蔵里」までの案内板を設置すること。屋外にトイレを設置すること。
29. 市指定文化財「旧織物市場」整備によりイノベーション施設として供用開始となる。周辺の市民や商店街の活性化にもつながるよう地域との連携をとること。
30. 旧山崎家別邸庭園が県内初の国登録記念物に登録された。建物も修復し公開されている。東側にも出入り口を設け、回遊性を持たせること。
31. 名古屋城、熊本城、大阪城復元など全国でおこなわれているように、川越城・富士見櫓の復元について煮貝に寄附を呼びかけておこなうこと。
32. 鍛冶町広場と仲町観光案内所が整備され、蔵造り通り・市商工会議所前、

相互に通り返けの路地ができた。町の由来を記したパンフレット等を作成したり、仲町観光案内所での展示やイベントなど地域活性化への施策を講じること。

33. 川越地方卸売市場の活性化について

- ① 市場の機能を強化し、集荷・販売活動に計画的に取り組むこと。
- ② 青果物、水産物、食肉、花きなどの委託販売ができるようにすること。
- ③ 観光会社のバスツアーなどで、川越卸売市場をはじめ生鮮漁港川越や周辺レストラン、バーベキュー場の利用を宣伝しにぎわい創出を促進すること。
- ④ 食の安全安心を確保するため、低温卸売場、保冷施設、低温配送センターによるコールドチェーンの確立やハサップの考え方を取り入れ、品質、衛生管理を向上させること。

34. 学校給食で使う市内農産物の割合を抜本的に増やすよう、農政と教育が一体となった取り組みを検討すること。

7 歴史と文化、身近な公共施設

1. 川越市図書館サービス網計画に基づき、川越駅西口地域・大東・福原地域に図書館分館の建設を検討すること。当面は移動図書館の復活で図書館の利用が不便な地域へのサービスを行うこと。
2. 図書館の蔵書を増やすこと。
3. 本市の公共事業計画を総点検し、老朽化したインフラ整備・福祉・子育て教育・防災など、市民の暮らしを支える生活密着型の公共事業へと実施計画などを見直しすること。
4. 公民館の職員を増員するとともに、公民館の施設の修理・修繕を進めること。
5. 公民館の事業は、住民ニーズにあった企画を充実すること。
6. 各公民館トイレをウォシュレットに改善すること。
7. 川越西公民館の建設を進めること。
8. 中央公民館を誰もが安心して利用できる施設に改善すること。中庭の砂ぼこり対策や、臨時駐車場なった場合にタイヤの泥が周辺道路を汚さないよう早急な対策を講じること。
9. 公共施設予約システムが使いづらいなどの声が寄せられています。より使いやすいようホームページを改良すること。
10. 公民館の利用料金を減額すること。
11. 公共施設のトイレに手すりを設けること。総合公園や図書館に洋式トイレを増やすこと。公共施設の男性個室トイレにサンタリーボックスを設置すること。公共施設に多目的トイレを設けること。
12. ウェスタ川越大ホールを市内小中学校が使用した場合、一部の附属設備利用料金を減免していますが、減免制度を拡充すること。
13. 河越館跡史跡公園の整備事業については、近隣住民の安全や生活環境に配慮して進めること。
14. 博物館の常設展示を早期にリニューアルすること。
15. 保管されている貴重な埋蔵文化財については市立博物館、公民館、学校などで適時公開すること。

16. 埋蔵文化財を保管する施設について、記録保存をしながら適切に管理すること。市民や観光客とともに文化財の保存・活用を進める拠点として埋蔵文化センターの建設を検討すること。
17. 喜多院周辺には、その前身の星野山無量寿寺の北・中・南の三院の一つ南院跡地や本地堂（家康亡骸を安置した大堂）、日枝神社の多宝塔古墳、黒門跡（総門）などが、「新編武蔵風土記稿」や「喜多院境内図」などで確認できます。これら跡地などを調査して、文化財説明板に反映していくこと。
18. 蔵造り資料館の耐震化及び改修工事を市民や観光客に公開すること。
19. 国指定史跡となった山王塚古墳を史跡公園にするため計画をつくること。当面の間、説明版のリニューアルや墳丘がわかるよう下草刈りをしながら、鎌倉街道武蔵道などに関連のある自治体や市民団体、公民館などコラボレーションしたフィールドワークを企画し、文化財の周知を行うこと。
20. 本地堂跡地、仙方仙人入定塚、仙波東照宮、中院、南院跡地、光西寺等が連なる区域は歴史的風致維持向上計画区域であり、この歴史的な跡地など一帯を観光ルートとして、新たに街路整備事業として加え計画的に整備を図ること。
21. 市民聖苑やすらぎのさとの駐車場が降雨時に水たまりが発生します。原因を究明し排水対策を講じること。
22. スポーツ施設の充実について
 - ① 川越市内にあるサッカー場は、八瀬大橋緑地、安比奈親水公園内の陸上競技場兼サッカー場、霞ヶ関東緑地サッカー場、上戸緑地サッカー場など河川敷などにあるため、台風が来ると八瀬大橋緑地を除き、グラウンド内に土砂がグラウンドに上がり半年間使用できないことが毎年のように起きています。台風の影響を受けにくい場所に公式戦ができるサッカー専用グラウンドを整備すること。
 - ② 川越総合公園陸上競技場兼サッカーグラウンドの芝について、試合が安全にできるようリニューアルすること。
 - ③ 大東・高階・南古谷地域に体育館を整備すること。